

## 第1条（目的）

本規約は、農林水産物の輸出促進研究開発プラットフォーム@九州・沖縄 運営要項(以下、「運営要項」という。)に定めるもののほか、会員の入会・退会の手続き等について定めるものである。

## 第2条（会員要件）

- 1 本会は、次の要件をすべて満たす会員をもって構成する。
  - (1) 運営要項第1条(設立の趣旨)および第3条(活動)に定める本会の目的に賛同すること
  - (2) 農林水産省「知」の集積と活用の中産学官連携協議会(以下、「協議会」という。)の会員であること
  - (3) 本会の活動において、自ら、および特定の団体または個人の営利のみを目的とした活動を行わないこと
  - (4) 自ら、ならびに自らの役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証すること
- 2 会員は法人・団体単位を基本とする。ただし、生産者および大学・研究機関の研究者は、個人加入を認める

## 第3条（入会）

- 1 本会への入会を希望する者は、別紙様式の入会申込書に必要事項を記入したものを運営事務局の指定するメールアドレスへの電子メールもしくは持参、郵送、FAXにて行う。
- 2 本条第1項の入会申込書の提出がなされた場合、事務局はこれを受理し、申請内容を確認し、不備がある場合は期限を定めて申請者に補正を依頼する。
- 3 事務局における確認の結果、申請内容に不備が認められない場合(本条第2項の補正の依頼に対し適正な補正がなされた場合を含む)は、プラットフォーム運営委員会(以下、「運営委員会」という。)において入会の可否について審議、決定を行う。
- 4 運営委員会における審議において、申請者が以下のいずれかに該当することが明らかになった場合、申請は無効となる。
  - (1) 第2条に定める会員要件を満たしていないとき
  - (2) 入会申請書に記載された連絡先に連絡ができないとき
- 5 運営委員会の審議の結果、入会申請が無効となった場合においても、第2条の会員要件のうち、協議会の会員でないことのみが無効の事由の場合は、特別会員として認める。
- 6 運営委員会の審議の結果、会員もしくは特別会員としての活動が承認された場合、運営事

務局は申請者を会員台帳(電子的に調整したもの)(以下、「会員台帳」という。)に登録し※、  
※注:会員登録は、会員規約に定める運営委員会の承認後、第2条1(2)の協議会に「研究  
開発プラットフォームへの新規メンバー加入に係る届出書」を提出し、協議会から受理の  
連絡を受けた日が、公的に承認を受けた加入日(=入会手続き完了日)となります。  
当該申請者に書面により入会手続き完了の旨を通知する。

7 前項により承認された会員もしくは特別会員は、申請内容に変更すべき事項が生じた場合は  
直ちに運営委員会に届出を行わなければならない。この場合、運営委員会は当該会員もしくは  
特別会員の活動継続について審議を行い、運営事務局はその審議結果に従って会員台  
帳の変更を行い、当該会員もしくは特別会員に書面により審議結果を通知する。

#### 第4条 (退会)

第3条において承認された会員もしくは特別会員が以下いずれかに該当し、運営委員会の審議  
により活動継続が困難と認めるときは退会とし、運営事務局は当該会員および特別会員を会員  
台帳から削除し、その旨を通知する。

- (1) 書面により退会の申し出があったとき
- (2) 解散等により存在しなくなったとき
- (3) 入会申請が無効となったとき
- (4) 会員台帳に登録された連絡先に連絡ができなくなったとき
- (5) 会員台帳に登録された事項に変更があったにもかかわらず届出がなく、本会の運営  
上支障があったとき
- (6) 他の会員および特別会員、第三者もしくは本会に迷惑、不利益もしくは損害を与える  
言動や行為により、本会の運営上支障があったとき

#### 第5条 (その他)

本会員規約に定めのない事項については、運営委員会が定めるものとする。

#### 付則

- 1 本会員規約は、平成28年9月30日から施行する。
- 2 本規約施行日前の会員、特別会員については運営委員会の承認を得たものと  
みなす。

※ 第3条(入会)6 会員登録に関する注記を令和3年3月16日に記載する。